

# 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）

確認通知年月日

雇用保険被保険者資格喪失届に基づき、下記のとおり確認します。

飯田橋

公共職業安定所長



071002

被保険者番号

資格取得年月日

離職等年月日

被保険者種類

離職票交付希望

5096-134351-7

041001

070930

1 (1又は9 一般  
4又は5 高年齢  
2又は3 短期  
11 高年齢(65歳以上))

2 (1 有  
2 無)

被保険者氏名

性別

生年月日(元号-年月日)

喪失原因

ミヤサキ ケイスケ

1 (1 男  
2 女)

4 070710 (2 大正 3 昭和  
4 平成 5 令和)

2 (1 離職以外の理由 2 3以外の離職  
3 事業主の都合による離職)

事業所番号

管轄区分

事業所名略称

産業分類

1301-692809-8

0

株式会社 データ・エージェンシー

40

## 注 意

- 1 労働保険事務組合は、この通知書の交付を受けたときは、第1面の事業主に提示しなければならない。
- 2 この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 3 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2箇月以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
- 4 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（決定があった日から1年を経過した場合を除く。）。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の判決を経る前又は審査会の判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（判決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、（1）審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。
- 5 この通知書とともに交付された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知書）は速やかに本人に交付すること。
- 6 この通知書は、少なくとも4年間は大切に保管すること。